

平成 2 9 年 度

定期 監 査 結 果 報 告 書

いなべ市 監 査 委 員

い 監 査 第 1 3 1 号
平成29年11月28日

いなべ市長 日沖 靖 様

いなべ市監査委員 羽 場 恭 博
いなべ市監査委員 清 水 隆 弘

定 期 監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成29年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

目 次

1	監査実施年月日及び対象部署	1
2	監査の種類	2
3	監査の対象	2
4	監査の方法	2
5	監査の主眼	2
6	監査の結果	2
	共通事項	3
	企画部	4
	広報秘書課	4
	政策課	4
	財政課	4
	法務課	4
	情報課	5
	市民活動室	5
	総務部	5
	総務課	5
	危機管理課	5
	管財課	5
	公共建築課	6
	新庁舎建設課	6
	契約監理課	6
	職員課	6
	納税課	6
	市民税課	6
	資産税課	7
	総合窓口部	7
	北勢総合窓口課	7
	員弁総合窓口課	7
	大安総合窓口課	7
	藤原総合窓口課	7
	都市整備部	7
	都市整備課	8
	交通政策課	8

市民部	8
市民課.....	8
戸籍課.....	8
保険年金課.....	8
環境部	9
環境政策課.....	9
環境衛生課.....	9
環境施設課.....	9
福祉部	9
人権福祉課.....	10
社会福祉課.....	10
長寿福祉課.....	10
介護保険課.....	10
健康子ども部	10
児童福祉課.....	11
保育課.....	11
家庭児童相談室.....	11
健康推進課.....	11
発達支援課.....	11
農林商工部	12
農林振興課.....	12
獣害・ブランド対策室.....	12
農村整備課.....	12
商工観光課.....	12
農業委員会事務局	13
建設部	13
管理課.....	13
用地課.....	13
高速道路対策課.....	13
建設課.....	13
市営住宅課.....	13
水道部	14
水道総務課.....	14
水道工務課.....	14
下水道課.....	14
教育委員会事務局	15

教育総務課	1 5
学校教育課	1 5
生涯学習課	1 5
自然学習室	1 6
議会事務局	1 6
監査委員事務局	1 6
会計課	1 7

1 監査実施年月日及び対象部署

実施年月日	実施場所	監査対象部署
平成 29 年 10 月 2 日	大安庁舎	議会事務局 健康こども部 〔児童福祉課、保育課、家庭児童相談室 健康推進課、発達支援課〕
10 月 4 日	大安庁舎	福祉部 〔人権福祉課、社会福祉課、長寿福祉課、 介護保険課〕
	大安公民館	教育委員会 〔教育総務課、学校教育課、生涯学習課、 自然学習室〕
10 月 6 日	藤原庁舎	農業委員会事務局 農林商工部 〔農林振興課、獣害・ブランド対策室、 農村整備課、商工観光課〕 建設部 〔管理課、用地課、高速道路対策課、 建設課、市営住宅課〕
10 月 10 日	北勢庁舎	市民部 〔市民課、戸籍課、保険年金課〕 環境部 〔環境政策課、環境衛生課、環境施設課〕 水道部 〔水道総務課、水道工務課、下水道課〕
10 月 11 日	員弁庁舎	総務部 〔総務課、危機管理課、管財課、公共建築課、 新庁舎建設課、契約監理課、職員課、納税課 市民税課、資産税課〕
10 月 12 日	員弁庁舎	企画部 〔広報秘書課、政策課、財政課、法務課、 情報課、市民活動室〕 都市整備部 〔都市整備課、交通政策課〕 総合窓口部 〔北勢総合窓口課、員弁総合窓口課、 大安総合窓口課、藤原総合窓口課〕
10 月 25 日	員弁庁舎	会計課、監査委員事務局

2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象

平成29年度の予算に係る財務及び事務事業等

4 監査の方法

所管事務・事務事業の実施状況について、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、各所属長及び担当職員から、職員配置の状況、予算の執行状況、事務事業の管理、運営、契約及び工事等の関係諸帳簿、証書類などの説明を受ける方法で監査を実施した。

5 監査の主眼

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適法、適正かつ効率的に行なわれているか。事務事業の執行は、法令等に従って適正に行われているか。行政全般の運営、住民福祉の増進に最小経費で最大効果をあげるため、組織・運営の合理化が図られ、正確性・有効性が生かされているかなどを主眼とした。

- (1) 予算の執行状況については、収入の処理が適正か、支出は経済的、効果的に行われているか。違法・不当な会計処理はないか。
- (2) 財産の管理業務については、その取得、管理及び処分が適正に行われ、かつ効率的に運用されているか。
- (3) 物品の管理業務については、その購入、維持管理が適正に行われ、かつ効率的に活用されているか。
- (4) 工事の執行状況については、設計、入札、契約、施工、検査、検収等が正しく行われているか。
- (5) その他事務事業の執行状況については、計画的、効率的に行われ、所期目的の成果を収めているか。

6 監査の結果

予算の執行及び経理事務については、提出された関係諸帳簿、書類等を照合検査したところ、おおむね良好に事務処理がなされていると認められた。

なお、監査の結果は次の共通事項に述べるとおりであるが、監査時に気付いた事務処理上の簡易な事項については、その都度口頭で指摘し、改善を必要とする問題については積極的に対応するよう指導した。

〔共通事項〕

(1) 予算の執行及び経理状況について

財務に関する事務の執行は、全体としておおむね適正に予算執行がなされて、効果的、合理的に行われていると認められた。年度内の事業において、財源の有効活用を図られたい。

また、次年度への事業繰越しに当たっては、適切な事務手続きを行うとともに、早期の完了に向けて計画的な事業の進行管理に努められたい。

(2) 収入未済額について

毎年、市税及び保険料の不納欠損の処理が行われる額は多大な金額である。三重地方税管理回収機構の利用を図り、収入未済額減少に向け努力されているが、更なる収納率の向上に向けて滞納者と早急に納入方法等について話し合い、完納の推進を図られたい。

(3) 業務委託について

事務の効率的、合理的な運用を図るため、委託を行う業務は多岐に渡るが、委託することによる効果を充分精査されたい。長期に渡り随意契約を行われているものが見受けられる。競争入札を行わない随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に該当する場合に限って実施できるものである。随意契約をする場合は客観的理由と法的根拠を起案文書にして決裁を受けられたい。

なお、随意契約による場合は不利な条件（割高な価格）での契約にならないように見積書の内容について充分調査検討のうえ価格交渉を行ない、契約額の適正化に努められたい。

(4) 職員の勤務形態について

例年、恒常的な時間外勤務について指摘しているため、時間外縮減の取組みが行われているがその結果は乏しく、依然として特定職員について過剰な超過勤務が見受けられる。現在の状況に問題があり、何らかの対策を採るべきもので、代休制度の徹底、フレックスタイムの導入、人員配置、業務の見直し、仕事量の配分等を検討して、短時間に業務を処理できるやり方はないのか具体的な取組みに努められたい。また、いなべ市定員適正化計画に基づき職員数の適正化に努められることを期待する。

各機関における所見

【 企 画 部 】

企画部における各課の予算の執行、経理事務について、関係諸帳簿、書類の照合検査を実施したが、おおむね良好に事務処理が行われていると認められた。各課の職員数、業務及び所見は、次のとおりである。

《広報秘書課》

職員数 部長、次長を含め9名（内、市民活動室兼任3名） 休職者1名
広報（広報誌、ホームページ、テレビ放送等）、記者会見及びプレスリリース、統計（就業構造基本調査、工業統計等）、市長・副市長の秘書、儀式及び渉外、栄典、公聴（自治会要望、市民の声）等に関する業務を行っている。
共通事項を除いては、特に述べることはない。

《政策課》

職員数 8名 派遣2名（桑名・員弁広域連合及びほくせいふれあい財団へ）
重要施策の調整及び行政改革全般、地方創生（計画、推進）、定住自立圏構想推進、グリーンクリエイティブいなべの推進、地域振興（グリーンツーリズム、地域おこし協力隊）、いなべブランドの全国配信等に関する業務を行っている。
共通事項を除いては、特に述べることはない。

《財政課》

職員数 4名 派遣1名（三重県へ）
市の財政計画及び見通し、予算の編成及び調整、財政状況及び財政健全化指標の公表、市債の管理、各種交付金、ふるさと納税、決算状況等に関する業務を行っている。
共通事項を除いては、特に述べることはない。

《法務課》

職員数 3名
市例規集制定改廃審査、議案作成、情報公開、個人情報保護、文書管理（ファイリング）システム、行政争訟等に関する業務を行っている。
共通事項を除いては、特に述べることはない。

《情報課》

職員数 5名

情報化計画策定及び運用、住民情報処理システム及び庁内情報処理システム並びに機器の保守管理、情報セキュリティの確保等に関する業務を行っている。共通事項を除いては、特に述べることはない。

《市民活動室》

職員数 次長を含め3名（内、広報秘書課兼任3名）

市民活動団体との連絡・調整、市民活動団体等のネットワークの構築、市民活動団体の活動内容の紹介等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

【 総 務 部 】

総務部における各課の予算の執行、経理事務について、関係諸帳簿、書類の照合検査を実施したが、おおむね良好に事務処理が行われていると認められた。各課の職員数、業務及び所見は、次のとおりである。

《総務課》

職員数 部長、次長を含め6名 非常勤2名（用務員）

自治会、選挙管理委員会、議会・監査委員及び教育委員会との連絡調整、地縁団体設立申請及び相談、員弁庁舎内の総務・用務等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《危機管理課》

職員数 4名 非常勤1名

防災及び消防団に関する業務、災害対策本部及び災害伝達システムの運営、自主防災組織の育成、常備消防事務委託等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない

《管財課》

職員数 4名 非常勤1名

公有財産・物品の取得・管理・処分、普通財産の管理、指定管理者選定、全庁舎管理等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《公共建築課》

職員数 5名

公共施設の建築工事（障がい者総合支援センター新築工事、笠間小学校建設工事、新員弁東保育園新築工事、大安消防団北分団詰所新築工事ほか）、大規模修繕（員弁老人福祉センター）等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《新庁舎建設課》

職員数 次長を含め4名

新庁舎建設工事に伴う監督及び監理、地元調整及び協議、新庁舎オフィス環境整備、にぎわいの森建設等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《契約監理課》

職員数 次長を含め3名

入札参加資格審査及び登録、一般競争入札の執行及び入札結果の公表、公共工事の発注見通しの公表、契約の監理、官公庁オークションの監理等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《職員課》

職員数 8名

職員の人事（給与、任用、服務、定数、採用等）、勤務管理、研修、福利厚生（共済、退職手当、互助会、健康管理、安全衛生管理、公務災害補償等）、職員表彰、人事評価等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《納税課》

職員数 6名 派遣1名（三重地方税管理回収機構へ） 非常勤1名

市税の収納管理・徴収・督促、滞納処分、税務資料及び統計、固定資産評価審査委員会、三重地方税管理回収機構との連絡調整等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《市民税課》

職員数 次長を含め8名 休職者2名

個人市民税（給与特徴・普徴・年金特徴）・法人市民税の調定及び賦課、軽自動

車税・諸税の調定及び賦課、自動車臨時運行許可等に関する業務を行っている。
共通事項を除いては、特に述べることはない。

《資産税課》

職員数 次長を含め6名 非常勤1名

土地及び家屋の評価、固定資産税（土地・家屋・償却資産）の調定及び賦課に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

【 総 合 窓 口 部 】

総合窓口部における各課の予算の執行、経理事務について、関係諸帳簿、書類の照合検査を実施したが、おおむね良好に事務処理が行われていると認められた。各課の職員数、業務及び所見は、次のとおりである。

《北勢総合窓口課》

職員数 5名 非常勤2名

《員弁総合窓口課》

職員数 部長を含め6名 休職者1名 非常勤2名

《大安総合窓口課》

職員数 次長を含め4名 非常勤4名

《藤原総合窓口課》

職員数 3名 非常勤1名

諸証明の発行、住民基本台帳事務、戸籍事務、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、税務、介護保険、福祉医療、福祉制度、自治会長会、上下水道、教育委員会、農業委員会の窓口業務及び連絡調整等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

【 都 市 整 備 部 】

都市整備部における各課の予算の執行、経理事務について、関係諸帳簿、書類の照合検査を実施したが、おおむね良好に事務処理が行われていると認められた。各課の職員数、業務及び所見は、次のとおりである。

《都市整備課》

職員数 部長、次長を含め7名 派遣1名(三重県へ) 非常勤1名
企業誘致、都市計画、建築・開発指導、都市公園管理、空き家を活用した移住促進、木造住宅耐震補助、員弁土地開発公社事務局等に関する業務を行っている。
共通事項を除いては、特に述べることはない。

《交通政策課》

職員数 3名 非常勤1名
交通施策(福祉バスによる高齢者及び交通困難者の生活交通手段の確保並びに三岐鉄道の安定運行に対する支援)等に関する業務を行っている。
共通事項を除いては、特に述べることはない。

【 市 民 部 】

市民部における各課の予算の執行、経理事務について、関係諸帳簿、書類の照合検査を実施したが、おおむね良好に事務処理が行われていると認められた。各課の職員数、業務及び所見は、次のとおりである。

《市民課》

職員数 部長を含め7名(内、戸籍課兼任5名)
非常勤3名(市民課1名、用務員2名)
住民基本台帳事務、印鑑登録、公的個人認証サービス、外国人の在留関連事務、住基ネット、北勢庁舎の管理、用務等に関する業務を行っている。
共通事項を除いては、特に述べることはない。

《戸籍課》

職員数 6名(内、市民課兼任5名) 非常勤2名(内、休職者1名)
戸籍事務、身元身分照会回答、埋火葬許可、人口動態調査、郵送請求処理等に関する業務を行っている。
共通事項を除いては、特に述べることはない。

《保険年金課》

職員数 次長を含め8名 非常勤3名
国民健康保険、国保運営協議会、国保診療明細内容点検、国保(特定健診)、国

民年金、障害年金、後期高齢者医療、福祉医療等に関する業務を行っている。
共通事項を除いては、特に述べることはない。

【 環 境 部 】

環境部における各課の予算の執行、経理事務について、関係諸帳簿、書類の照合検査を実施したが、おおむね良好に事務処理が行われていると認められた。各課の職員数、業務及び所見は、次のとおりである。

《環境政策課》

職員数 部長を含め5名（課長は環境衛生課長と兼任）

非常勤2名（環境パトロール）

環境保全に係る企画及び調整、環境計画、公害防止関係法令に基づく届出受理、公害防止協定、生活環境に関する苦情相談の受付及び処理、斎場運営・管理等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《環境衛生課》

職員数 4名（課長は環境政策課長と兼任） 非常勤13名

（非常勤職員の内訳は、環境衛生課1名、大安粗大ごみ場4名、北勢粗大ごみ場5名、藤原粗大ごみ場3名）

一般家庭の廃棄物の収集運搬及び処理、ごみ減量化の推進、ごみ分別排出の徹底等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《環境施設課》

職員数 5名 非常勤8名（あじさいクリーンセンター6名 員弁リサイクルセンター2名）

あじさいクリーンセンター及び員弁リサイクルセンターの運営・管理、各粗大ごみ場の管理等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

【 福 祉 部 】

福祉部における各課の予算の執行、経理事務について、関係諸帳簿、書類の照合検査を実施したが、おおむね良好に事務処理が行われていると認められた。各課の職員数、業務及び所見は、次のとおりである。

《人権福祉課》

職員数 部長、次長を含め7名 休職者1名 非常勤7名

人権啓発事業の企画・調整、人権機関「メシエレいなべ」の支援、男女共同参画事業の企画・調整、自殺対策緊急強化事業、人権擁護及び人権相談、臨時福祉給付金、社会福祉協議会の支援、戦没者遺族援護、大安庁舎の管理等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《社会福祉課》

職員数 7名 休職者1名 非常勤3名

生活保護法に基づく保護の相談・調査・決定及び生活指導、生活困窮者への自立・就労・住宅の支援、行旅病人事務、障がい者等の各種申請、特別児童扶養手当等の給付、障がい児（者）支援、障害者自立支援法に基づく業務、立田地区活性化事業等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《長寿福祉課》

職員数 次長を含め7名 非常勤2名

高齢者福祉施策全般の企画・調整、高齢者の健康づくり、介護予防、高齢者見守りネットワーク、高齢者虐待・権利擁護、敬老事業、在宅福祉サービス、認知症地域支援推進員、地域包括支援センター運営等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《介護保険課》

職員数 3名 休職者2名 非常勤7名

介護保険法における介護保険事業の総合的企画及び運営、被保険者の管理、保険料の賦課徴収及び還付、要介護認定申請、介護サービス相談等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

【 健康 こども 部 】

健康こども部における各課の予算の執行、経理事務について、関係諸帳簿、書

類の照合検査を実施したが、おおむね良好に事務処理が行われていると認められた。各課の職員数、業務及び所見は、次のとおりである。

《児童福祉課》

職員数 部長、次長を含め8名（内、子育て支援センター3名） 非常勤4名（内、子育て支援センター2名）

児童福祉全般の企画立案及び調整、児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等支援、児童館の運営・管理、子育て支援、結婚応援等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《保育課》

職員数 次長を含め9名（内、参事は家庭児童相談室長と兼任、発達支援課兼任3名） 非常勤5名

公立保育園の運営及び管理、公立保育園の新設、私立保育園運営支援、特別支援保育等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《家庭児童相談室》

職員数 5名（参事は保育課参事と兼任） 派遣1名（三重県へ） 非常勤2名

児童に関する相談、DVや女性が抱える悩みの相談、学校及び児童相談所など関係機関との連携調整等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《健康推進課》

職員数 13名 休職者1名 非常勤1名

母子・成人保健、食品衛生、食生活改善協議会に関する業務、栄養教室、献血、健康増進事業、救急医療体制整備事業、不妊治療、発達支援、各種予防接種、がん検診、住民結核検診、狂犬病予防接種及び畜犬登録等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《発達支援課》

職員数 7名（内、学校教育課併任2名、保育課兼任3名） 休職者2名

派遣1名（社協より） 非常勤4名

児童の発達の検査・指導・助言及び発達支援・療育、就学相談、チャイルドサポート、ステップアップ教室などのこども総合支援事業等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

【 農 林 商 工 部 】

農林商工部における各課の予算の執行、経理事務について、関係諸帳簿、書類の照合検査を実施したが、おおむね良好に事務処理が行われていると認められた。各課の職員数、業務及び所見は、次のとおりである。

《農林振興課》

職員数 部長、次長含め7名（内、農業委員会と併任2名） 非常勤1名
農家組合の育成と集落営農の推進、米の生産調整、農業振興地域整備計画、地産地消及び農業関係団体育成、林業振興等に関する業務を行っている。
共通事項を除いては、特に述べることはない。

《獣害・ブランド対策室》

職員数 次長を含め4名 非常勤7名（内、獣害・ブランド対策室1名、獣害対策パトロール・緩衝帯整備事業6名）
農作物の有害鳥獣対策（狩猟関係団体と連携した駆除を含む）、農業関係施設（うりぼう・ふじのいち・夢かなえ荘・フラワーセンター）の運営・管理、農産物のブランド化の推進、農業生産組織の育成等に関する業務を行っている。
共通事項を除いては、特に述べることはない。

《農村整備課》

職員数 4名（内、農業委員会併任1名）
土地改良の企画及び普及、農地の改良及び保全、農道の新設改良及び管理、かんがい排水施設の設置及び管理、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払制度、農地及び農業用施設の災害復旧、農道台帳の整備、三重用水等に関する業務を行っている。
共通事項を除いては、特に述べることはない。

《商工観光課》

職員数 6名
商業・工業の振興、消費者相談、勤労者福祉、観光宣伝、観光施設の整備及び誘致、観光諸団体への助成、青川峡キャンプパーク・阿下喜温泉・農業公園の管理等に関する業務を行っている。
共通事項を除いては、特に述べることはない。

【 農 業 委 員 会 事 務 局 】

農業委員会事務局における予算の執行、経理事務について、関係諸帳簿、書類の照合検査を実施したが、おおむね良好に事務処理が行われていると認められた。農業委員会事務局の職員数、業務及び所見は、次のとおりである。

職員数 局長を含め4名（内、農林振興課併任2名、農村整備課併任1名）

農業委員会の庶務、農地法申請書類受付及び内容審査、農家基本台帳整備、農業者年金に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

【 建 設 部 】

建設部における各課の予算の執行、経理事務について、関係諸帳簿、書類の照合検査を実施したが、おおむね良好に事務処理が行われていると認められた。各課の職員数、業務及び所見は、次のとおりである。

《管理課》

職員数 部長を含め6名（内、用地課兼任4名） 非常勤1名（用務員）

道路・河川法及び法定外公共物に関する使用の許可、道路・河川・橋梁台帳の整備、交通安全対策、簡易パーキング維持管理、藤原庁舎の管理、用務等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《用地課》

職員数 5名（内、管理課兼任4名） 非常勤1名

建設部所管財産の境界確認及び嘱託登記、地籍調査等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《高速道路対策課》

職員数 3名（内、市営住宅課兼任2名）

東海環状自動車道建設に関する調査・推進。関係機関との連絡調整、MAG-CUP少年サッカー交流大会等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《建設課》

職員数 8名 非常勤1名

道路・橋梁・河川の新設・改良・維持管理及び修繕工事、土石流対策事業、道路・河川の災害復旧事業等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《市営住宅課》

職員数 次長を含め3名（内、高速道路対策課兼任2名） 非常勤1名

市営住宅の維持管理及び家賃徴収並びに譲渡、住宅新築資金等貸付金回収等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

【 水 道 部 】

水道部における各課の予算の執行、経理事務について、関係諸帳簿、書類の照合検査を実施したが、おおむね良好に事務処理が行われていると認められた。各課の職員数、業務及び所見は、次のとおりである。

《水道総務課》

職員数 部長を含め5名（内、水道工務課兼任1名） 非常勤1名

上・下水道使用料の賦課及び徴収、受益者負担金の徴収、水道事業計画、水道水源保護等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《水道工務課》

職員数 7名（内、水道総務課兼任1名） 非常勤1名

水道施設の維持管理並びに新設及び更新工事、新水道ビジョン策定、漏水調査、水質検査、上水道台帳の整備等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《下水道課》

職員数 8名

下水道（公共下水道、農業集落排水）施設の維持管理及び整備、ストックマネジメント計画、排水水質検査、下水道台帳の整備、合併浄化槽の設置及び維持管

理補助、受益者負担金の賦課等に関する業務を行っている。
共通事項を除いては、特に述べることはない。

【 教 育 委 員 会 事 務 局 】

教育委員会事務局における各課の予算の執行、経理事務について、関係諸帳簿、書類の照合検査を実施したが、おおむね良好に事務処理が行われていると認められた。各課の職員数、業務及び所見は、次のとおりである。

《教育総務課》

職員数 部長を含め10名 非常勤2（教育総務課1名、学校給食センター所長1名）

教育委員会の条例・規則・規程等の制定及び改廃、教育委員会施策の企画及び調整、教職員の健康管理、児童生徒の保健、学校給食及び学校給食センターの運営・管理、学校その他教育財産の取得・管理、学校施設の新築及び改築等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《学校教育課》

職員数 11名（内、生涯学習課及び自然学習室兼任1名、発達支援課併任2名）教育研究所 3名

非常勤11名（学校教育課3名、スクールバス運行管理センター1名、小中一貫推進室4名、教育研究所3名）

教職員の人事管理及び服務規律、教職員定数、学級編制、教育内容・教育課程、教職員への指導助言、就学援助、児童生徒の転出入、小中一貫教育の推進、放課後児童の健全育成、スクールカウンセラー、スクールバスの運行管理等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《生涯学習課》

職員数 14名 休職者1名（内、学校教育課及び自然学習室兼任1名、員弁コミュニティプラザ1名、北勢市民会館1名、北勢図書館2名、藤原文化センター1名）

非常勤24名（非常勤職員の内訳は、生涯学習課1名、業務員1名、北勢市民会館2名、大安公民館1名、員弁コミュニティプラザ1名、藤原文化センター2

名、大安図書館 4 名、北勢図書館 4 名、員弁図書館 2 名、藤原図書館 2 名、郷土資料館 4 名)

生涯学習、文化振興、文化財保護支援、青少年健全育成、人権学習事業の振興及び実施、大安公民館、北勢市民会館、藤原文化センター、員弁コミュニティプラザ、図書館 4 館、郷土資料館、丹生川上教育集会所の運営管理、生涯スポーツ関係事業の振興及び実施等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

《自然学習室》

職員数 次長を含め 2 名 (内、学校教育課及び生涯学習課兼任 1 名)

非常勤 7 名 (屋根のない学校 2 名、藤原岳自然科学館 4 名、自然環境業務 1 名)

自然環境業務、藤原岳自然科学館・文化センター・屋根のない学校の運営管理に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

【 議 会 事 務 局 】

議会事務局における予算の執行、経理事務について、関係諸帳簿、書類の照合検査を実施したが、おおむね良好に事務処理が行われていると認められた。議会事務局の職員数、業務及び所見は、次のとおりである。

職員数 局長、次長を含め 6 名

市議会議事全般、市議会庶務全般、委員会の運営及び議員の処遇等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

【 監 査 委 員 事 務 局 】

監査委員事務局における予算の執行、経理事務について、関係諸帳簿、書類の照合検査を実施したが、おおむね良好に事務処理が行われていると認められた。監査委員事務局の職員数、業務及び所見は、次のとおりである。

《監査課》

職員数 局長を含め2名

監査委員が実施する定期監査、随時監査、例月出納検査、決算審査、財政健全化審査、住民監査請求等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。

【 会 計 課 】

会計課における予算の執行、経理事務について、関係諸帳簿、書類の照合検査を実施したが、おおむね良好に事務処理が行われていると認められた。会計課の職員数、業務及び所見は、次のとおりである。

職員数 会計管理者を含め7名

歳入歳出の各種伝票の審査、支払事務、小切手振出し、決算の調整、財産管理(基金・債権・出捐金等)、源泉徴収、指定金融機関等に関する業務を行っている。

共通事項を除いては、特に述べることはない。